

番号 01325

登録識別情報等通知書

(1 / 2)

自動車登録番号		登録年月日		初度登録年月		車台番号					
		令和 7年 8月 26日		平成 24年 9月		国[01] 015507					
車名				型 式				原動機の型式			
トレクス				[199] CTB320GA							
所有者の氏名又は名称											
所有者の住所											
自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状			乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		
普通	貨物	自家用	コンテナセミトレーラ [041]			-人	24000[24000] kg	6680 kg	30680[30680] kg		
総排気量又は定格出力	燃料の種別		型式指定番号	類別区分番号	長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後後軸重	
					910 cm	249 cm	183 cm			3690 kg	
有効期間の満了する日	令和 7年 9月 7日										
備考											
[一], 所有者変更記録 自動車重量税 非課税 令和7年度エネルギー消費効率(JH25モード燃費値)算定未了 *一時抹消中所有者* [申請年月日] 令和7年9月9日 [旧自動車登録番号] *保安基準緩和* [認定年月日] 平成26年5月9日 [北陸信越運輸局] 56 [緩和事項] [004] 車両総重量, [004] 車両総重量 [制限事項] [092] 運行にあたっては、道路交通法及び道路法を											
厳守すること。、[094]けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。、[098]後述する保安上の制限項目あり。、[114]被けん引車はコンテナ用であること。、*けん引車*日野 BDG-SH1EDXG, KS-SH1EDJG, いすゞ PKG-EXD52D8, *第五輪荷重*5, 890kg以上のものとする [その他検査事項] (1)車軸自動昇降装置付き車、車軸下降時 後前軸重1450KG 後中軸重1450KG 後後軸重1450KG (2)被けん引自動車の後面には、分割可能貨物基準緩和車両総重量に国際海上コンテナ基準緩和車両総重量を括弧書きで、分割可能貨物基準緩和最大積載量に国際海上コンテナ基準緩和最大積載量を括弧書きでそれぞれ併記して表示すること。											

裏面もご覧ください。

登録識別情報



令和 7年 9月 9日

運輸支局長

車両ID

S-9658

- 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。
(新規登録、輸出の届出等の際に必要になります。)
- 本通知書の自動車を譲渡するときは、本通知書を譲受人に譲渡して下さい。

番号 01325

登録識別情報等通知書

(2 / 2)

自動車登録番号

車台番号

国 [01] 015507

備考

[シリアル番号] CTB320GA005

[車台番号打刻位置] [137] フレーム側面前方 (左側)

以下余白

COPY

令和 7年 9月 9日

運輸支局長

裏面もご覧ください。